

後期高齢者医療加入者の皆さんへ

▶「後期高齢者医療被保険者証(保険証)」の有効期限にご注意ください

令和4年10月1日から後期高齢者医療保険の病院等での窓口負担割合が見直されることにより、令和4年度は保険証を2回交付します。

新しい保険証(薄青色)の有効期限は「令和4年10月1日から令和5年7月31日」までです。

▶窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日の制度改正施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3千円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

この配慮措置の適用により払い戻しとなる方は、高額療養費として、登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、令和4年9月下旬に熊本県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

※詳しくは7月に送付しているチラシ「後期高齢者医療 加入者のみなさまへ」をご確認ください。

※制度改正に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

問 福祉課 国民健康保険係 ☎57-8503

健康情報 ～特定健診を受診するメリットは?～

特定健診は、(高血圧症や糖尿病や脂質異常症、高尿酸血症など)生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診です。

生活習慣病を早期に発見することで、早期治療や生活習慣(食事・運動)を見直す機会になります。

仕事が忙しくて時間がない。

症状はないし、大丈夫だろう。

去年、健診を受けたので、今年は大丈夫。

異常に気づかないまま生活をつづけていると・・・



症状がないまま悪化し、心筋梗塞や脳卒中、慢性腎臓病などの大きな病気になる危険性があります。

体の異常に気づくためには??



特定健診を受診することで体の中の異常を発見できます!!
現在、特定健診を実施中です。
申込みは、保健センター(53-3298)へお願いします。

★広報なんかん10月号は、『特定健診で分かること』について掲載予定です。

問 健康推進課 ☎53-3298

農地を転用する場合には許可が必要

農地を転用する場合には農地法に基づく許可が必要です。しかし、許可を受けないで行う、「無断転用」があとを絶ちません。農地所有者をはじめ、開発に携わる人も農地転用許可制度を理解し、法令遵守に努めましょう。



◎農地転用許可制度の目的

農地法に基づく農地転用許可制度は、食料供給の基盤である優良農地の確保と、計画的な土地利用を確保することを目的としています。

◎農地転用とは

農地を住宅などの建物敷地、資材置き場、駐車場、山林、太陽光パネルなど、農地以外の用地に変更することです。また、農業用施設の建設や農道・水路などに利用する場合や、一時的に資材置き場などに利用する場合も農地転用になります。

※農業用施設建設や農道の設置などは許可が不要な場合がありますが、届け出は必要です。

◎手続きの種類

自分が所有する 農地の転用	転用を目的とした 農地の売買・貸借
農地法第4条 許可	農地法第5条 許可

許可を受け、農地転用を実施した後は、法務局で地目変更登記を行ってください。

◎転用許可をすることができない場合

その農地の営農条件や優良性、周辺地域の土地利用状況などの理由により許可ができない場合がありますので、詳しくは農業委員会にお尋ねください。

◎許可を得ずに農地を転用した無断転用の例

- 住宅を建てた
- 住宅用地を拡張した
- 資材置き場にした
- 植樹をした

◎無断転用した場合の罰則

許可なく農地を転用した場合は、工事の中止や原状回復などの命令がされるほか、場合によっては、3年以下の懲役または300万以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)が課せられることがあります。



◎無断転用をしている人は、無断転用が是正されない限り、農地法の許可を受けることができなくなります。

問 農業委員会 ☎57-8509